

# 中学校運動部指定強化事業補助金の申請・報告について

滋賀県中学校体育連盟

【提出期日：5月27日厳守】

## 【指定校が処理する事項】

運動部指定強化事業 強化様式ア～カ および領収書（強化様式キ～ケ）

### (1) 補助金の申請

強化様式ア～ウにより 専門部から指定された期日までに申請する。

- ① 指定様式ア ・期日は4月1日とする。
  - ・ 学校長（公印）、顧問（私印）を押印する
  - ・ 申請額：専門部から補助される額とする。
- ② 指定様式イ ・指定期間は、4月1日～翌年2月28日とする。
  - ・ 指定対象生徒数は、**エントリー数の2倍まで**を原則とする。
  - ・ **補助金対象事業のみ**を記載する。
  - ・ 一般1回の事業につき1欄使用する。
- ③ 指定様式ウ ・強化（1）の④参照

### (2) 実績報告について

強化様式エ～カにより 専門部から指定された期日までに報告する。

強化様式キ～コは、各練習会（合宿等）ごとの領収書として使用し、施設使用料等の領収書をA4版用紙に貼付したものと同時に添付する。（紛失を防ぐため）

- ① 強化様式エ ・報告期日は**補助金対象事業がすべて終了した期日以降で、30日以内**とする。
  - ・ **学校長の公印**を押印する。
- ② 強化様式オ ・指定期間は（1）②と同じ
  - ・ **事業実施を証明できる実施要項・プログラム等の資料**を添付する。または、校外行事実施届（要学校長の原本証明）に変えることもできる。
- ③ 強化様式カ ・**補助金対象事業**について決算報告をする。
  - ・ 一般強化（2）の④参照
- ④ 強化様式キ～ケ
  - ・ 1回の練習会（遠征、合宿）ごとに添付する。
  - ・ 参加選手の氏名は、強化様式オで記載した選手のみとする。
  - ・ 旅費は「学校」から「目的地」までを算出すること。
  - ・ **学生・団体割引額を基準**とする。（選手個人の領収印は不要。）
  - ・ 団体割引（JR）の算出は  
教師 **片道料金（通常）×0.7（10円未満切捨て）×2（往復）**

生徒 片道料金（通常）×0.5（10円未満切捨て）×2（往復）

- 行程別交通費確認資料の記入欄により確認すること。
- 旅費の根拠となる資料（**7-路線、駅すばあと等**）を添付すること。
- 講師、コーチ等に謝金等を支払った場合は、その職・氏名を記載する。
- 事業終了後速やかに、「事業報告書」を専門部に提出すること。

⑤その他